

ロシア「経済危機」への構図(5)

富 森 孜 子

B - 3 : 「協同組合法」

この法律は1987年に採択され、施行されたのは1988年7月である。

周知のように、協同組合的経営は、農業においては従来からコルホーズとして存在していた。今回採択された「協同組合法」は、協同組合を「社会主義的協同組合 = 社会的に有用な事業の不断に発展する進歩的な形態」(第1条)として位置付けつつも、その設立および定款に関しては従来とは異なり、次のように規程された。まず“自発性の原則”により“市民の要望”により組織され、“ ”は筆者 - 以下同様“認可”を必要とせず(国家への登録のみ)市民が“3人”寄れば設立可能であり、その定款は「設立を要望する市民の総会によって決定される」(第11条)という極めて自由度の高いものになったのである。

経営活動に関しては、計画は完全に自主的に行い、経営に必要な資金は国营企業と同様に自己調達制、さらに価格形成に関しては国营企業生産物とは異なり、消費者との間で自由に決定出来るようになった(第17条、第18条、第19条)。確かに前述したように以前からコルホーズ員の自留地での生産物の価格形成は自主的に決定できたが、これは例外中の例外で、ペレストロイカ以前は、1970年代にすでに一部自由価格を認める価格改革を実行したハンガリーとは異なり、価格決定は国家によって厳重に管理されていたのであり、この協同組合企業生産物の価格自由化は、その

後の市場経済化過程における価格改革に大きな影響を与えた重要な変化であった。ともあれ商品・貨幣関係が広範に拡大したことは、前述した「個人労働法」、「国营企業法」施行以上に市場経済化への道が“法的”には進展したことの表れといえよう。

当然のことながら、協同組合企業の所得に関しては課税されたが〔第21条〕、当時の課税基準は極めて低く、この「協同組合法」が施行された初期には、そのことによって莫大な利益を得たものが少なくない。ここでこの件に関するあるエピソードを紹介しておこう。これは筆者がモスクワ大学留学中の友人から聞いた彼女自身が経験した話である。彼女の友人(モスクワ大学学生)は、親子兄弟で協同組合企業を起ち上げ、当時の中央アジア諸国から多量のスパイス類を仕入れ、モスクワで販売、極端に低い課税で大儲けした巨額の札束を銀行に預金しに行く時に、私の友人に護衛を頼んだというわけである。この彼女の友人は、この金で自分の出身共和国にホテルを建てる予定であるとも語ったそうだが、ソ連邦崩壊後この女性の運命がどう変わったか知りたいものである。このようにぼろ儲けをしたものの一部が、市場経済化過程とりわけソ連邦崩壊前後の混乱期に創業者利得を獲得、現在のロシア経済の下でマフィアとして暗躍しているといわれる。ちなみにその後政府は慌てて課税基準をたてつけに数回にわたって引き上げたのである。このあたりは当時志

向されたさまざまな法律・法令の間の整合性の問題であり、この場合は「協同組合法」施行と共に税制改革も行うべきところであったがそれが後追いになってしまったわけである。

たしかに協同組合経営でばる儲けをした人もあったが、他方、協同組合経営の拡大、たとえば“おいしい”レストランや各種修理部門の登場などは市民生活を豊かにしたことは否めない。とりわけ耐久消費財等の修理を国営企業だけが担ってきた以前には、市民は壊れたテレビ（よく壊れるロシアテレビ）の修理に数ヶ月以上も待たされたのだから。

以上明らかにしたように、「新メカニズム構想」のもと実施された経済諸改革は、これまでのような若干の企業の自主性を容認しながらも基本的には中央集権的計画化の下にあった企業経営に、独立採算、自己金融、自主管理を導入、国家と企業の諸関係を根本的に変化させたものであった。とはいえとりわけ「国営企業法」に関しては、古い皮袋に新しい酒を入れたようなぎこちなさは否めなかった。ブラギンスキー氏の表現{(1)の7頁参照}を借りれば、「健康な臓器を移植すれば助かる」はずの患者に、一見健康そうな臓器を一部移植してはみたが、拒否反応を起こし、機能していた残りの古い臓器の機能まで奪い、この患者（ソ連邦経済）の容態はますます悪化の一途を辿る結果となってしまったということである。このような状況が何故起こったのか。人間の臓器が一人の人間の体内では、ばらばらの存在ではなく有機的関連を持っているように、経済も一つの有機体としてとらえるならば、当時のソ連邦経済の混乱もある程度理解し得よう。このあたりに関し筆者は稿を改め詳細に論じる予定であり、ここでは経済の有機的関連について本稿との関係で次のような点についてのみ若干の言及を行うにとどめておく。

B - 4: 「新経済メカニズム」と经济管理改革・銀行改革

すでに筆者は企業活動の基本原則は完全経済計算制と資金自己調達制となったことを明らかにしたが、この基本原則が貫徹されるためには、经济管理行政機構体制と銀行制度の並行的改革という二つの重要な柱が不可欠であった。

まず经济管理機構に関し、当時の状況とその問題点について言及する。

先に述べた国家と企業関係の根本的改革は市場経済化への第一歩であり、そのことは商品貨幣関係の大幅な拡大を意味し、经济管理分野でも「行政管理的方法」から「経済的方法」への転化を必然化することになる。

ところで旧ソ連邦においては、经济管理の「行政・指令的方法」は、1930年代のスターリン時代に形成され、その後若干の改善があったものの、ブレジネフ時代には再び強化され、1960年代、70年代を通じてそれは支配的方法であった。この方法は管理機構の肥大化を必然化する。1960年代にこのままでいったら、今世紀末には国民経済の労働者・職員数の約半分が国家の管理機構で働くことになる」とある学者が警告したにもかかわらず、1970年の1360万人から1987年には1770万人と増大し、それは当時のソ連邦国民経済の労働者・職員数の約15%に達していたのである。さらにペレストロイカ以後も、先述したように{(3)の29頁参照}生産物の劣悪な品質を改善すべく、1987年以降の「国家検収制度」の強化による「品質検収官」の大量導入によって经济管理機構で働く人はさらに増加し、ついに1800万人を超えてしまったのである。⁽¹⁾

こうした情況のもとで「经济管理体系の根本的改革を実行しようとした最初の試みは、中央でと同様地方でも管理機構の強力な反発」⁽²⁾にぶつかることになる。その結果管理機構

の肥大化のみならず、その非効率化、官僚主義化がますます増幅されていったのである。旧ソ連邦では100以上の省庁の中約半分が経済管理の省庁であったといわれ、1989年段階でも全連邦省26の中その4分の3が、金属工業省をはじめとして工業省という工業関係または経済に関係する省庁であった。⁽³⁾それらからの企業への「行政的指令」は厳然と存在していたのである。さらに連邦・共和国国家委員会の「国家計画委員会」(ゴスプラン)と「資材・機械供給委員会」(ゴススナブ)は、国家と企業間および企業間での商品・貨幣関係の進展を著しく妨げ、国営企業改革の重要な柱である企業の完全経済採算制、資金自己調達制、自主管理機能を現実には空回りさせる結果をもたらしたのである。

ともあれこの段階では、経済管理機構の根本的改革は極めて不十分であり、指令経済の一方的な解体(企業の完全経済計算制、資金自己調達制、自主管理の奨励)と古い管理機構の残存、別言せばそれは受け皿をもたない改革であり、かかる諸改革間の整合性の欠如は、管理機構のさらなるペレストロイカを必要としたのである。

つぎにもう一つの柱である銀行制度改革に移ろう。「経済的方法」への転化を志向するペレストロイカでは、当然銀行制度改革は避けたとおれないものであった。

周知のように計画経済のもとでは、ソ連邦国民経済における国家財政の役割は極めて高く、国家財政から計画にしたがってカネは必要とする経済主体へ流れる。その場合銀行は市場経済における金融機関の役割とは異なり、国家財政とカネを必要とする経済主体との間の仲介役をするに過ぎず、当然のことながらすべて国立銀行(ゴスバンク)であり、単一銀行制度であった。たしかにいわゆるゴスバンクの他に、建設銀行(ストロイバンク)、国

債決済と外国貿易関係金融の業務を行う外国貿易銀行(ヴェネシトルグバンク)および国民の貯蓄業務、郵便業務を行う国家労働貯蓄金庫(ズベルカッサ)が存在していたが、これらはすべて直接または間接にゴスバンクのもとにあり、これらは当時ゴスバンク支店などといわれていた。とりわけ国家予算からの企業の投資資金を扱う建設銀行は、その融資を最初は“無償”で行っており、市場経済の常識では金融機関とは言い難い。ちなみにこの無償供与は“投資効率上”の問題からその後有償にはなったのだが。

さて銀行制度改革は、1986年2月の第27回ソ連邦共産党大会で最初に提起された。その骨子は、一方で中央銀行を本来の(=市場経済における)役割・機能に特化させ、他方で専門銀行を相対的に独立させ、その本来の活動を強化させることであった。前者については、前述したようにかつてのゴスバンクは事実上国家のほとんどすべての金融・銀行活動をその手中に収めていたのだが、本来の業務に専念するとされたのである。周知のように中央銀行本来の業務には(1)発券銀行(2)政府の銀行(3)銀行の銀行(公定歩合操作・法定預金準備率決定・公開市場操作を含む)(4)金融政策運営があり、この改革ではこれらの具体的機能の強化を強調している。(1)および(2)に関しては従来からゴスバンクはその機能を有していたが、(3)(4)に関しては若干の説明を必要とする。まず(3)に関してはあるが、前述したようにかつてのゴスバンクの役割は国家予算からのカネの流れの仲介役に過ぎず、しかも当時の国家と企業の関係は「ソフトな予選制約」のもと、必要なカネを必要なだけ流すというものであり、融資のためのモニタリング機能は一切有していなかった。したがって「最終の貸し手」としての機能はほとんどなかったといえよう。また

金融市場、証券市場が極めて未発達の際においては、銀行の銀行としての市中銀行に対するさまざまな機能も極めて限られたものとならざるを得なかったこともここで指摘しておく必要がある。(4)に関してはいうまでもないが、当時は金融政策運営での中央銀行の独立性はほとんど皆無であり、 Gosbank は国家の金融・財政政策によってその活動は制約されていたといえよう。

銀行改革の第二の柱である専門銀行の活動の強化に関しては、国立の専門銀行5行(工業建設、農耕、住宅・公益事業、ロシア貯蓄、対外経済)⁽⁴⁾の他に、企業・企業合同および協同組合経営の商業銀行が、Gosbankの許可さえあれば自由に設立できるようになった。この結果、商業銀行が雨後のたけのこのように登場、それらの浮沈は凄まじく、政府も収拾不可能の域に達したといわれる。1990年8月のクーデター直後に筆者が経済調査で訪れたモスクワでは、商品取引所がすでに活動を開始しており、その経営者は、「国立銀行は信用できない」と、自らの経営による銀行を設立していた。

以上明らかにしたように、市場経済化を深化させるための銀行改革は、たしかにその内容は市場経済化を意図したものではあったが、市場経済が本来的に有しているはずのさまざまな“市場”の未発達、未形成によってその機能には極めて限界があったのである。市場経済化とは、総合的なものであり、単にその中の一つ、たとえば理想的な銀行改革をしたとしても進展するものではない。1989年に筆者が経済調査に行った際のモスクワ大学の経済学者達との懇談の席で、彼らの一人が「資本市場はよいが、労働市場は失業につながるから駄目だ」と言った言葉が忘れられない。

たしかに「新メカニズム構想」で打ち出された諸改革は、その内容では市場経済化の進

展を志向したとはいえ、その実現の過程ではさまざまな障害を乗り越えることはできなかったのである。

ところでこの時期には並行して、先述したように政治改革、外交政策に顕著な進展があり、連邦人民代議員大会の新たな設置が決定、複数候補制による初めての人民代議員〔2250人〕の選挙が行われた。ただしこの選挙は完全な直接選挙ではなく、2250人の代議員は各々750人の地域代表、民族代表、社会組織代表に区分され選挙が行われ、社会組織には共産党もその一角を占め代表権を行使したという折衷的なものであった。しかしこの選挙で共産党の大物がバタバタと落選したさまは、グラスノスチのお蔭で全世界に報道されたことは記憶に新しい。ともあれ1989年5月には第1回連邦人民代議員大会が開催され、この大会で最高会議議員選挙と同議長の選挙が行われ、ゴルバチョフが選挙で選ばれた初めての議長となったのである。しかし彼は依然として同時にソ連共産党書記長でもあったことが後々いろいろな矛盾を引き起こす引き金ともなったことはここで指摘しておく必要がある。

以上述べた政治機構の変革の下で「経済国家計画委員会」が発足、新たな市場経済化過程に入ることとなる。

注：

- (1) (2) (3) 中山弘正編訳著『ペレストロイカと経済改革』、岩波書店、1990年、54頁、52頁、120頁。
- (4) 白鳥正明著『ロシア連邦の銀行制度研究』、日本評論社、1996年4頁。

(前・経営政策学部教授)